

広告取引規約

第1条（目的）

1. 本広告取引規約（以下「本規約」といいます。）は、ラ・ルークス株式会社（以下「当社」といいます。）が運営する「デジタルサイネージ広告」（以下「本広告」といいます。）を利用する申込者に適用されます。
2. 本規約は、本広告の利用条件を定めており、本広告を利用する申込者は、本規約に同意したうえで、本規約の定める条項に従うことで本広告を利用することができます。
3. 当社との本契約は、申込者が本規約に同意したのち、所定の申込書（以下、単に「申込書」といいます。）に必要事項を記入し、これに記名押印することによって成立します。

第2条（定義）

1. 本規約において使用する以下の用語は、以下の各号に定める意味を有します。
 - (1) 「本契約」とは、本規約を契約内容として当社および申込者との間で締結される、本広告の利用契約を指します。
 - (2) 「申込者」とは、本規約に同意し、申込書に必要事項を記入して記名押印を行った方であり、当該申込みに対し、当社が承諾した場合を指します。
 - (3) 「本素材」とは、申込者が本広告を利用して放映を希望し、所定の「広告素材仕様及び放映場所の概要」（以下「本概要」といいます。）に則り作成された広告素材を指します。

第3条（放映基準）

1. 当社は、申込者より本素材の提供を受けた場合に、本素材が放映に適しているかの審査を行います。なお、当該審査は、当社が広告掲載において何ら問題が無いことを保証、確約するものではなく、当社所定の基準に適合しているかどうかを確認する主旨のものであり、本広告について何らかの紛争等が生じた場合は、申込者の責任と費用負担において解決するものとします。
2. 前項の審査において、本素材が以下の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合は、本素材の放映を差止め、本素材の変更をお願いする場合があります。
 - (1) 法令、条例その他放映場所において定められた諸規程で放映が禁止されているもの
 - (2) 公の秩序または善良な風俗に反し、または第三者の権利・利益を不当に害するなど社会通念上放映できないと認められるもの
 - (3) 風俗営業に関わるもの
 - (4) 本素材の内容から、権利関係や取引の実態が正確に理解できないもの

- (5) 虚偽または誇大な表現が含まれるもの
 - (6) 政治的、宗教的、思想的意図が含まれるもの
 - (7) 申込者を含め、個人の氏名などの個人情報の保護に関する法律が定める、特定の個人を識別することができるもので、当該個人の許諾が無いと思われるもの
 - (8) 放映場所の訪問者及び周辺住民などの公衆に不快の念を与える可能性があるもの
 - (9) その他当社が放映に不相当と認めたもの
3. 当社は、前項各号に掲げるもの以外についても、社会通念上相当の理由があるときは、放映をお断りする場合があります。

第4条（放映方法）

1. 本広告は、1口あたり30秒（動画又は静止画）とし、原則15分間に1回、放映します。なお、1日あたりの放映回数は、放映場所によって異なります。
2. 本広告と併せて音声を流すことはできません。
3. 本素材については第3条第1項に定める審査を行いますので、掲載開始日の15営業日前までに当社への入稿をお願いします。なお、当該期日までに入稿が無い場合、掲載開始予定日における掲載ができない可能性があります。
4. 広告放映機器等の故障・メンテナンス、広告放映場所での諸事情等、当社が必要と考える必要最小限の範囲で、放映を一時停止する場合があります。また、当社の都合により放映回数が事前に定める月間放映規定回数に満たない場合には、当社は、広告料を月割計算により返金します。

第5条（広告料・掲載期間）

1. 申込者は、当社が定める広告料を、当社が指定する方法により支払うものとします。
2. 申込者は、申込書に記載の広告料を広告掲載期間に応じた金額で下記口座へお振込みください。また、振込手数料は申込者の負担となります。

三井住友銀行 銀座支店
普通預金 No. 8425970
口座名義 ラ・ルークス（カ
3. 広告料は、掲載開始日の5営業日前までに上記指定口座に着金されるようお振込みをお願いします。当社で入金を確認後、掲載させていただきます。
4. 広告料は、全額一括にてお振込みをお願いします。
5. 広告料は、諸般の事情により変更することがあります。
6. 申込者の都合により広告掲載期間中に解約があった場合は、広告料の返金は致しません。

7. 広告掲載期間は、最短で1カ月とし、最長で12カ月までとします。また広告掲載期間は更新されず、掲載期間の満了をもって本契約は終了します。
8. 広告掲載期間中に本素材の差替えを希望される場合は、別途差替え手数料が発生いたします。

第6条（申込事項の変更等）

1. 申込者は、その名称、住所、法人においては代表者その他の申込事項に変更があったときは、直ちに書面によって当社に届け出てください。なお、この届出以前に生じた損害については、当社の責による場合を除き、その責任を負いません。
2. 前項において定めた規定により届出が行われる以前に、当社が請求書等を申込者に発送した場合には、延着あるいは到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到着したものとみなします。

第7条（損害の負担等）

1. 当社は、災害、事変、通信障害、停電その他の不可抗力の事由および当社の責めに帰さない事由により本広告の放映ができない事象が発生した場合、そのために生じた損害については、その責任を負いかねます。なお、当社の故意・重過失に基づく場合にはこの限りではありません。
2. 申込者は、本広告の利用により生じた、苦情、損害、問題その他の何らかの紛争等が生じた場合は、直ちに当社に通知するとともに、全て申込者の責任と費用負担において解決、処理するものとします。なお、かかる紛争等により当社が損害を被った場合は、申込者は、直ちにこれを当社に賠償するものとします。
3. 本広告を放映している店舗、建物、施設その他の広告放映場所において生じた、やむを得ない事情による損害については、当社は責任を負いかねます。

第8条（解約等）

1. 本契約は、広告掲載期間満了によって終了します。
2. 本契約は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、広告掲載期間満了前の解約はできません。
3. 申込者は、広告掲載期間満了前に解約する際は、解約希望日の10営業日前までに当社所定の解約届に記名押印して、当社に提出しなければなりません。
4. 当社は、申込者が次の各号の一にでも該当する場合には、何ら催告することなく、本契約を解約することができます。

(1) 申込者が重大な本規約違反をしていると認められるとき

(2) 申込者が所在不明となったとき

(3) 申込者（法人においてはその役員または経営に実質的に関与する使用人を含みま
す）が次のいずれかに該当していることが判明した場合

① 暴力団

② 暴力団員

③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

④ 暴力団準構成員

⑤ 暴力団関係企業

⑥ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

⑦ その他前各号に準ずる者

⑧ 暴力団員等（①から⑦までのいずれかに該当する者をいいます。以下同じ。）が
経営を支配していると認められる関係を有すること

⑨ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

⑩ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える
目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有
すること

⑪ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしてい
ると認められる関係を有すること

⑫ 役員または経営に実質的に関与している物が暴力団員等と社会的に非難されるべ
き関係を有すること

(4) 申込者が自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、当社の信用を毀損しまたは当社
の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

5. 当社は、次の各号の一にでも該当し本契約を継続することが不適切であると判断した場
合には、本広告の放映を停止、または申込者に通知の上、本契約を解約することができ
ます。

(1) 申込者が本広告申込み時に虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2) 本規約の改定、第三者からの正当な申立て、その他の諸般の事情により現状の放映
継続が困難と判断した場合

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 本広告は、申込者が第8条第4項第3号の①から⑫及び同第4号①から⑤に該当しない場合に利用できるものであり、当社は、申込者が第8条第4項第3号の①から⑫及び同第4号①から⑤に該当する場合は一切の取引を行わないものとします。

第10条（本規約の変更）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は民法第548条の4の規程に基づき、本規約を随時変更できます。また、本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されます。
 - (1) 本規約の変更が、申込者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、前項の規定に則り本規約の変更を行う場合は、変更を行う旨および変更後の本規約の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示、備置き、インターネットその他相当の方法で公表することにより、周知します。
3. 当社は、前項までの規定に則り定める周知期間を、公表日から2週間以上の期間をもって定め、その期間の経過と同時に本規約の変更にかかる効力が発生するものとします。
4. 申込者が、前項において定める周知期間の経過後も引き続き本広告を利用する場合または当社所定の期間内に解約手続きを取らなかった場合は、当社は申込者が本規約の変更に同意したものとみなします。

第11条（準拠法・管轄）

1. 本規約の準拠法は、日本法とします。また、本広告に関して当社と申込者において訴訟の必要が生じた場合には、広島簡易裁判所または広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第12条（その他）

1. 当社および申込者は、本規約に定めのない事項および本規約の解釈に関して疑義が生じた場合には、当事者間で誠実に協議し、解決を図るものとします。